

食品安全基本法第24条第1項第1号に基づく食品健康影響 評価について

令和8年6月
消費者庁食品衛生基準審査課

農薬、飼料添加物及び動物用医薬品（以下「農薬等」という。）の食品中の残留基準については、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第13条第1項の規定に基づいて、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）において定められている。今般、以下の農薬等の残留基準の設定に当たって、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第1号の規定に基づき、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼するものである。

評価を依頼する農薬等の概要は、別添1のとおりである。また、評価依頼が2回目以降である農薬等について、前回評価依頼時から追加となった各試験データは別添2のとおりである。

なお、食品安全委員会から食品健康影響評価結果を受けた後に、食品衛生基準審議会において、農薬等としての食品中の残留基準を設定等することとしている（既存の食品健康影響評価の結果に変更が生じないと考えられる農薬等（※）を除く。）。

1. カルボスルファン（農薬）
2. カルボフラン（農薬）
3. クロロタロニル（農薬）※
4. ジチアノン（農薬）
5. テトフルピロリメト（農薬）
6. テブフェンピラド（農薬）
7. トルフェンピラド（農薬）※
8. ピリフルキナゾン（農薬）※
9. ベンフラカルブ（農薬）

※ 既存の食品健康影響評価の結果に変更が生じないと考えられたため、先に食品衛生基準審議会での審議を実施したもの。

カルボスルフアン

1. 今回の諮問の経緯

- ・令和8年6月8日に通知された、農林水産省からの「農薬取締法に基づく再評価」に伴う「魚介類」を含む基準値設定の連絡と関係資料を受理。

2. 評価依頼物質の概要

名称	カルボスルフアン (Carbosulfan)	
構造式		
用途	殺虫剤	
作用機構	カルバメート系殺虫剤である。アセチルコリンエステラーゼ活性を阻害することにより、殺虫効果を示すと考えられている。	
日本における登録状況	農薬登録がなされている。 適用作物: 水稲、ピーマン等 使用方法: 散布等	
国際機関、海外での状況	JMPR	ADI = 0.01 mg/kg 体重/日 (2023) ARfD = 0.02 mg/kg 体重 (2023)
	国際基準	基準なし
	諸外国	米国、カナダ、EU、豪州、ニュージーランド: 基準なし (代謝物に係る基準値が EU 及び豪州において設定されている。)
食品安全委員会での評価等	【1】 平成23年 2月 8日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 令和 2年 2月 4日 食品健康影響評価結果 受理	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">ADI = 0.005 mg/kg 体重/日</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">ARfD = 0.005 mg/kg 体重</div>

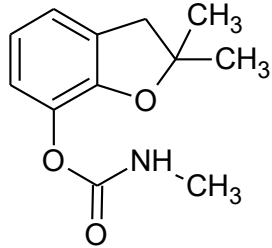
JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

カルボフラン

1. 今回の諮問の経緯

- ・令和8年6月8日に通知された、カルボスルファン及びベンフラカルブに係る農林水産省からの「農薬取締法に基づく再評価」に伴う連絡と関係資料を受理。これらの代謝物である本品目についても食品健康影響評価が行われ残留基準が設定されている現状に鑑み、合わせて評価を要請するもの。

2. 評価依頼物質の概要

名称	カルボフラン (Carbofuran)	
構造式		
用途	殺虫剤	
作用機構	カルバメート系殺虫剤である。アセチルコリンエステラーゼ活性を阻害することにより、殺虫効果を示すと考えられている。	
日本における登録状況	農薬登録がなされていない。本品目はベンフラカルブ及びカルボスルファンの代謝物である。	
国際機関、海外での状況	JMPR	ADI = 0.001 mg/kg 体重/日(2023) ARfD = 0.001 mg/kg 体重(2023)
	国際基準	基準なし
	諸外国	米国: 米、バナナ等 カナダ: にんじん、たまねぎ等 EU: オレンジ、綿実の種子等 豪州: 綿実、ひまわりの種子 ニュージーランド: 基準なし
食品安全委員会での評価等	【1】 平成21年 2月 9日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成24年 1月20日 農林水産大臣より食品健康影響評価を依頼 令和 2年 2月 4日 食品健康影響評価結果 受理 <div style="text-align: center;"> ADI = 0.00015 mg/kg 体重/日 ARfD = 0.00015 mg/kg 体重 </div>	

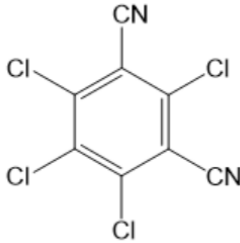
JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

クロロタロニル

1. 今回の諮問の経緯

- ・令和2年10月29日に通知された、農林水産省からの農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請を受理。
- ・令和4年5月17日に通知された、農林水産省からの農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請を受理。
- ・令和6年9月3日に通知された、農林水産省からの農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請を受理。
- ・令和8年4月1日に通知された、農林水産省からの農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請を受理。
- ・令和8年5月19日、食品衛生基準審議会農薬・動物用医薬品部会（以下「農薬・動物用医薬品部会」という。）で審議。

2. 評価依頼物質の概要

名称	クロロタロニル (Chlorothalonil)	
構造式		
用途	殺菌剤	
作用機構	クロロニトリル（フタロニトリル）類の殺菌剤である。多作用点接触活性を有する多作用点阻害剤であると考えられている。	
日本における登録状況	農薬登録がなされている。 適用作物: きゅうり、茶等 今回、トマト、ピーマン等への適用拡大申請 使用方法: 散布等	
国際機関、海外での状況	JMPR	・クロロタロニル ADI = 0.02 mg/kg 体重/日(2019) ARfD = 0.6 mg/kg 体重(2019) ・代謝物 I (2,5,6-トリクロロ-4-ヒドロキシイソフタロニトリル) ADI = 0.008 mg/kg 体重/日(2019) ARfD = 0.03 mg/kg 体重(2019)
	国際基準	トマト、きゅうり等
	諸外国	米国: トマト、じゃがいも等 カナダ: セロリ、かぼちゃ等 EU: 小麦、りんご等 豪州: ぶどう、バナナ等 ニュージーランド: 豆類、レタス等

食品安全委員会 での評価等	<p>【1】平成23年 9月21日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成29年 7月21日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成30年 3月27日 食品健康影響評価結果 受理</p> <p>・クロロタロニル ADI = 0.018 mg/kg 体重/日 ARfD = 0.6 mg/kg 体重</p> <p>・代謝物 I(2,5,6-トリクロロ-4-ヒドロキシソフタロニトリル) ADI = 0.0083 mg/kg 体重/日 ARfD = 0.025 mg/kg 体重</p>
------------------	---

JMPR:FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

3. 暴露評価結果

農薬・動物用医薬品部会で審議した暴露評価結果は以下のとおり。

a. 長期暴露評価

推定一日摂取量 (EDI) の ADI に対する比を算出した結果は以下のとおり。

	EDI/ADI(%)	
	クロロタロニル	代謝物 I
国民全体(1歳以上)	39.5	5.6
幼小児(1~6歳)	78.5	17.9
妊婦	36.5	6.4
高齢者(65歳以上)	46.4	5.3

b. 短期暴露評価

短期推定摂取量 (ESTI) の ARfD に対する比を算出した結果は以下のとおり。

	ESTI/ARfD(%)	
	クロロタロニル	代謝物 I
国民全体(1歳以上)	0 ~ 50	0 ~ 20
幼小児(1~6歳)	0 ~ 50	0 ~ 30

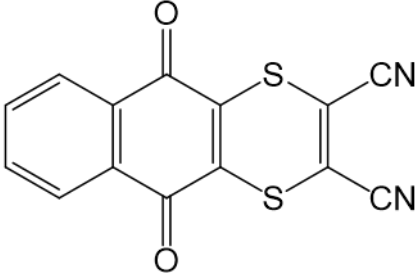
食品安全委員会による食品健康影響評価の結果、設定された ADI 及び ARfD を超えないことを確認した。

ジチアノン

1. 今回の諮問の経緯

- ・令和8年6月8日に通知された、農林水産省からの農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請を受理。
- ・令和8年6月8日に通知された、農林水産省からの農薬取締法に基づく再評価に伴う魚介類を含む基準値設定の連絡と関係資料を受理。

2. 評価依頼物質の概要

名称	ジチアノン (Dithianon)	
構造式		
用途	殺菌剤	
作用機構	広範囲の酵素の SH 基と不可逆的に反応して菌の代謝経路をブロックすることで、殺菌効果を示すものと考えられている。	
日本における登録状況	農薬登録がなされている。 適用作物: ネクタリン、もも等 今回、りんご及びなしへの適用拡大申請 使用方法: 散布	
国際機関、海外での状況	JMPR	ADI = 0.01 mg/kg 体重/日(2013) ARfD = 0.1 mg/kg 体重(2013)
	国際基準	アーモンド、ぶどう等
	諸外国	米国: ぶどう、ホップ等 カナダ: りんご、ぶどう等 EU: グレープフルーツ、オレンジ等 豪州: にんじん、セロリ等 ニュージーランド: ぶどう、核果類等
食品安全委員会での評価等	【1】	平成19年 8月 6日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成22年 6月17日 食品健康影響評価結果 受理
	【2】	平成29年 8月30日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成30年12月 4日 食品健康影響評価結果 受理
		<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">ADI = 0.01 mg/kg 体重/日</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">ARfD = 0.1 mg/kg 体重</div>

JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

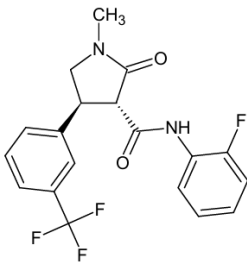
テトフルピロリメト

1. 今回の諮問の経緯

・令和8年4月2日に通知された、農林水産省からの農薬取締法に基づく新規登録申請に伴う基準値設定及び魚介類の基準値設定の要請を受理。

※当該農薬は農薬取締法に基づく優先審査の対象とされている。

2. 評価依頼物質の概要

名称	テトフルピロリメト (Tetflupyrolimet)	
構造式		
用途	除草剤	
作用機構	ピリミジン生合成経路に存在する酵素の一つであるジヒドロオロト酸デヒドロゲナーゼ (DHODH) の反応を阻害して殺草効果を示すものと考えられる。	
日本における登録状況	農薬登録がなされていない。 今回、移植水稻及び直播水稻への新規登録申請 使用方法: 散布	
国際機関、海外での状況	JMPR	毒性評価なし
	国際基準	基準なし
	諸外国	米国、カナダ、EU、豪州、ニュージーランド: 基準なし
食品安全委員会での評価等	初回	

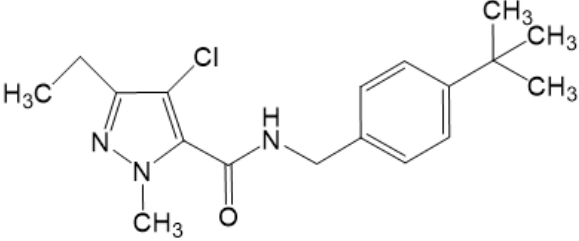
JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

テブフェンピラド

1. 今回の諮問の経緯

- ・令和6年11月8日、「国外で使用される農薬等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針について」(平成16年2月5日付け食安発第0205001号、最終改正令和元年10月30日生食発1030第1号)に基づく「**インポートトレランス**」による残留基準の設定要請を受理。
- ・令和8年6月8日に通知された、農林水産省からの「**農薬取締法に基づく再評価**」に伴う連絡と関係資料を受理。

2. 評価依頼物質の概要

名称	テブフェンピラド (Tebufenpyrad)	
構造式		
用途	殺虫剤	
作用機構	ピラゾール環を有する殺虫剤であり、ミトコンドリア電子伝達系複合体 I 阻害による呼吸阻害により殺虫作用を示すと考えられている。	
日本における登録状況	農薬登録がなされている。 適用作物: りんご、もも等 使用方法: 散布	
国際機関、海外での状況	JMPR	毒性評価なし
	国際基準	基準なし
	諸外国	カナダ: ぶどう EU: りんご、きゅうり等 豪州: 仁果類 米国、ニュージーランド: 基準なし インポートトレランス申請: ピーマン(韓国)
食品安全委員会での評価等	【1】 平成23年 1月20日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成30年 5月22日 食品健康影響評価結果 受理 【2】 令和 5年 3月 8日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 令和 5年 5月17日 食品健康影響評価結果 受理	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">ADI = 0.0082 mg/kg 体重/日</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">ARfD = 0.15 mg/kg 体重</div>

JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

トルフェンピラド

1. 今回の諮問の経緯

- ・令和7年6月25日に通知された、農林水産省からの農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請を受理。
- ・令和8年5月19日、農薬・動物用医薬品部会で審議。

2. 評価依頼物質の概要

名称	トルフェンピラド (Tolfenpyrad)	
構造式		
用途	殺虫・殺ダニ剤	
作用機構	ピラゾール環を有する殺虫・殺ダニ剤である。ミトコンドリアにおける電子伝達系複合体 I の阻害により、殺虫・殺ダニ作用を示すと考えられている。	
日本における登録状況	農薬登録がなされている。 適用作物: キャベツ、なし等 今回、食用ぎくへの適用拡大申請 使用方法: 散布等	
国際機関、海外での状況	JMPR	ADI = 0.006 mg/kg 体重/日(2013) ARfD = 0.01 mg/kg 体重(2013)
	国際基準	ばれいしょ、茶等
	諸外国	米国: たまねぎ、茶等 カナダ: セロリ、茶等 豪州: たまねぎ、オレンジ等 EU、ニュージーランド: 基準なし
食品安全委員会での評価等	【1】 平成16年 7月12日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成16年10月 7日 食品健康影響評価結果 受理 【2】 平成18年10月23日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成19年 2月23日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成19年 5月31日 食品健康影響評価結果 受理 【3】 平成22年 2月22日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成23年 2月10日 食品健康影響評価結果 受理 【4】 令和 2年 7月28日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 令和 2年11月24日 食品健康影響評価結果 受理	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">ADI = 0.0056 mg/kg 体重/日</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">ARfD = 0.01 mg/kg 体重</div>

JMPR:FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

3. 暴露評価結果

農薬・動物用医薬品部会で審議した暴露評価結果は以下のとおり。

a. 長期暴露評価

推定一日摂取量(EDI)のADIに対する比を算出した結果は以下のとおり。

	EDI/ADI(%)	
	基準値変更後	基準値変更前
国民全体(1歳以上)	28.8	25.3
幼小児(1~6歳)	58.6	61.7
妊婦	22.8	21.4
高齢者(65歳以上)	36.9	30.5

b. 短期暴露評価

短期推定摂取量(ESTI)のARfDに対する比を算出した結果は以下のとおり。

	ESTI/ARfD(%)	
	基準値変更後	基準値変更前
国民全体(1歳以上)	0 ~ 80	0 ~ 80
幼小児(1~6歳)	0 ~ 100	0 ~ 100

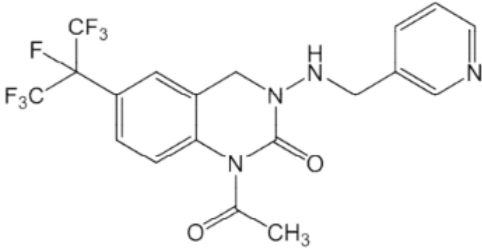
食品安全委員会による食品健康影響評価の結果、設定されたADI及びARfDを超えないことを確認した。

ピリフルキナゾン

1. 今回の諮問の経緯

- ・令和7年6月30日に通知された、農林水産省からの農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請を受理。
- ・令和8年5月19日、農薬・動物用医薬品部会で審議。

2. 評価依頼物質の概要

名称	ピリフルキナゾン (Pyrifluquinazon)	
構造式		
用途	殺虫剤	
作用機構	キナゾリン環を有する殺虫剤である。害虫の弦音器官のTRPVチャネル複合体との相互作用により、摂食行動を制御することで殺虫作用を示すと考えられている。	
日本における登録状況	農薬登録がなされている。 適用作物：ばれいしょ、りんご等 今回、ごぼう、ブルーベリーへの適用拡大申請 使用方法：散布	
国際機関、海外での状況	JMPR	ADI = 0.005 mg/kg 体重/日(2019) ARfD = 1 mg/kg 体重(2019)
	国際基準	基準なし
	諸外国	米国：かんきつ類、仁果類等 カナダ：ばれいしょ、りんご等 EU、豪州、ニュージーランド：基準なし
食品安全委員会での評価等	【1】	平成19年12月18日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成21年 7月30日 食品健康影響評価結果 受理
	【2】	平成24年 5月16日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成24年12月10日 食品健康影響評価結果 受理
	【3】	平成26年 3月20日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成26年10月 7日 食品健康影響評価結果 受理
	【4】	平成28年12月13日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成29年 2月28日 食品健康影響評価結果 受理
	【5】	令和元年12月18日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 令和 2年 2月25日 食品健康影響評価結果 受理
	【6】	令和 4年 1月19日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 令和 4年 3月 9日 食品健康影響評価結果 受理

		ADI = 0.005 mg/kg 体重/日
		ARfD = 1 mg/kg 体重(一般の集団)
		ARfD = 0.05 mg/kg 体重(妊婦又は妊娠している可能性のある女性)

JMPR:FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

3. 暴露評価結果

農薬・動物用医薬品部会で審議した暴露評価結果は以下のとおり。

a. 長期暴露評価

推定一日摂取量(EDI)のADIに対する比を算出した結果は以下のとおり。

	EDI/ADI(%)	
	基準値変更後	基準値変更前
国民全体(1歳以上)	29.6	33.1
幼小児(1~6歳)	61.9	65.0
妊婦	27.2	32.7
高齢者(65歳以上)	34.1	36.8

b. 短期暴露評価

短期推定摂取量(ESTI)のARfDに対する比を算出した結果は以下のとおり。

	ESTI/ARfD(%)	
	基準値変更後	基準値変更前
国民全体(1歳以上)	0 ~ 3	0 ~ 4
小児(1~6歳)	0 ~ 6	0 ~ 9
妊婦又は妊娠している可能性のある女性(14~50歳)	0 ~ 50	0 ~ 80

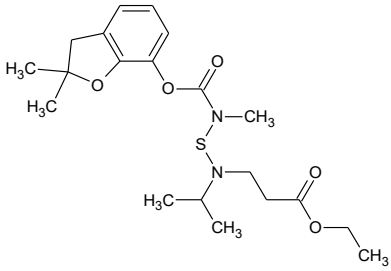
食品安全委員会による食品健康影響評価の結果、設定されたADI及びARfDを超えないことを確認した。

ベンフラカルブ

1. 今回の諮問の経緯

- ・令和8年6月8日に通知された、農林水産省からの「農薬取締法に基づく再評価」に伴う「魚介類」を含む基準値設定の連絡と関係資料を受理。

2. 評価依頼物質の概要

名称	ベンフラカルブ (Benfuracarb)	
構造式		
用途	殺虫剤	
作用機構	カルバメート系殺虫剤である。アセチルコリンエステラーゼ活性を阻害することにより、殺虫効果を示すと考えられている。	
日本における登録状況	農薬登録がなされている。 適用作物: 稲、さとうきび等 使用方法: 散布等	
国際機関、海外での状況	JMPR	毒性評価なし
	国際基準	基準なし
	諸外国	米国、カナダ、EU、豪州、ニュージーランド: 基準なし (代謝物に係る基準値が EU において設定されている。)
食品安全委員会での評価等	【1】	平成23年 2月 8日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 令和 2年 2月 4日 食品健康影響評価結果 受理 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">ADI = 0.0089 mg/kg 体重/日</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">ARfD = 0.0092 mg/kg 体重</div>

JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

○評価依頼が2回目以降の剤に関する追加データリスト

【カルボスルファン】

・再評価に係る資料

【カルボフラン】

・カルボスルファン及びベンフラカルブの再評価に係る資料参照

【クロタロニル】

・暴露評価結果
・作物残留試験

【ジチアノン】

・再評価に係る資料

【テブフェンピラド】

・作物残留試験
・再評価に係る資料

【トルフェンピラド】

・暴露評価結果
・作物残留試験

【ピリフルキナゾン】

・暴露評価結果
・作物残留試験

【ベンフラカルブ】

・再評価に係る資料